

奈良市公報

号外第26号

平成23年12月28日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 文書法制課長
印刷所 関西印刷株式会社

目次

告示

- 生活保護法の規定による施術者の指定（2件）……………1
- 放置自転車等の保管……………2
- 奈良市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱の一部を改正する告示……………2
- 生活保護法の規定による医療機関の指定……………2
- 奈良市既存木造住宅耐震改修工事補助金交付要綱の一部を改正する告示……………2
- 身体障害者福祉法に規定する医師の指定……………2
- 放置自転車等の保管……………3
- 介護保険法の規定による地域密着型サービス事業者の指定……………3
- 町の区域の変更（2件）……………3
- 放置自転車等の保管……………3
- 生活保護法の規定による施術者からの事業の変更の届出……………4
- 生活保護法の規定による施術者からの事業の廃止の届出……………4
- 生活保護法の規定による施術者の指定……………4
- 保存樹の指定の解除……………4
- 開発行為に関する工事の完了（2件）……………4
- 放置自転車等の保管……………5
- 督促状の公示送達……………5
- 奈良市公共工事に関する入札及び契約の過程並びに契約の内容の公表に関する要綱の一部を改正する告示……………6
- 放置自転車等の保管……………6
- 大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）JR奈良駅南特定土地地区画整理審議会委員選挙の選挙人名簿の公衆縦覧……………6
- 奈良市議会定例会の招集……………6
- 公募型プロポーザルの実施（2件）……………6
- 開発行為に関する工事の完了……………10
- 一般競争入札の実施……………10
- 放置自転車等の保管……………12
- 住民票の職権消除……………12
- 奈良市勤労者総合福祉センターの臨時休館……………12
- 奈良市勤労者総合福祉センターの開館時間の変更……………12
- 土地改良事業の計画の概要……………12

監査

- 監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知……………12

公営企業

- 奈良市水道局指定給水装置工事事業者の指定……………13
- 奈良市水道局指定給水装置工事事業者からの事業の廃止の届出……………13
- 計量業務の委託の解除……………13

選挙管理委員会

- 奈良市の投票区についての一部改正……………13
- 奈良市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の一部を改正する規程……………13

農業委員会

- 農政部会の招集……………14

告示

奈良市告示第468号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により施術者の指定をしましてので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。
平成23年8月16日

奈良市長 仲川元庸

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
上田 雅		柔道整復	平成23年8月8日
陽養鍼灸整骨院（上田 雅）	奈良県奈良市三条本町9-1		

（平成23年8月16日揭示済）

奈良市告示第469号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により施術者の指定をしましてので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。
平成23年8月16日

奈良市長 仲川元庸

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
辰巳 清仁		柔道整復	平成23年8月8日
陽養鍼灸整骨院（辰巳 清仁）	奈良県奈良市三条本町9-1		

（平成23年8月16日揭示済）

奈良市告示第470号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成23年8月16日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成23年8月16日
- 3 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設
- 5 引取期間
移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。
- 6 引取時間
午前9時から午後4時30分まで
- 7 引取りのための必要事項
 - (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。
 - (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費	自転車	2,000円
	原動機付自転車	4,000円
イ 保管費	1,000円	（ただし、移動日から14日以内は無料）
- 8 連絡先
奈良市都市整備部都市計画室交通政策課
電話0742-34-1111代表

（平成23年8月16日揭示済）

奈良市告示第471号

奈良市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成23年8月16日

奈良市長 仲川元庸

奈良市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱（平成21年奈良市告示第131号）の一部を次のように改正する。

別表基本額の項中「1,041,000円」を「1,066,000円」に、「1,885,000円」を「1,930,000円」に、「3,026,000円」を「3,101,000円」に、「2,873,000円」を「2,943,000円」に、「2,719,000円」を「2,784,000円」に、「2,566,000円」を「2,626,000円」に改め、同表実施日数加算額の項中「13,000

円」を「14,000円」に改め、同表長時間実施加算額の項中「215,000円」を「260,000円」に、「97,000円」を「117,000円」に改める。

附則

（施行期日）

1 この告示は、平成23年8月16日から施行する。

（適用区分）

2 この告示による改正後の奈良市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱別表の規定は、平成23年度の予算に係る補助金から適用する。

（平成23年8月16日揭示済）

奈良市告示第472号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成23年8月17日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
つじもとクリニック	奈良県奈良市学園北二丁目1-5 ローレルコート学園前レジデンス施設棟1F	平成23年8月1日

（平成23年8月17日揭示済）

奈良市告示第473号

奈良市既存木造住宅耐震改修工事補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成23年8月18日

奈良市長 仲川元庸

奈良市既存木造住宅耐震改修工事補助金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市既存木造住宅耐震改修工事補助金交付要綱（平成18年奈良市告示第239号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項を次のように改め、同条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とする。

補助金の額は、補助対象経費に3分の1を乗じて得た額（300,000円を限度とし、1,000円未満の端数は切り捨てる。）とする。

附則

この告示は、平成23年8月18日から施行する。

（平成23年8月18日揭示済）

奈良市告示第474号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定したので、奈良市身体障害者福祉法施行細則（昭和62年奈良市規則第29号）第3条の規定により告示します。

平成23年8月18日

奈良市長 仲川元庸

医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目	指定年月日
宮崎 和躬	浜田クリニック	奈良市学園南一丁目3番4号	整形外科 (肢体不自由)	平成23年7月8日

(平成23年8月18日揭示済)

奈良市告示第475号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成23年8月18日

奈良市長 仲川 元庸

- 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日
平成23年8月18日

3 移動対象区域

近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺、近鉄平城駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成23年8月18日揭示済)

奈良市告示第476号

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項及び第54条の2第1項の規定により、地域密着型サービス事業者を指定しましたので、同法第78条の11及び第115条の20の規定により公示します。

平成23年8月19日

奈良市長 仲川 元庸

事業所番号	事業所		事業者		指定年月日
	所在地	名称	主たる事務所の所在地	名称	
2970700031	奈良県五條市大沢町5-25	介護老人福祉施設 まきの苑	奈良県五條市大沢町5-25	社会福祉法人 正和会 理事長 飯田 明子	平成23年8月19日

(平成23年8月19日揭示済)

奈良市告示第477号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、平成23年8月20日から本市内の区域のうち町の区域を別表のとおり変更します。

なお、別表の関係区域は、別図1（変更前）及び別図2（変更後）のとおりです。

平成23年8月19日

奈良市長 仲川 元庸

別表

他の町を編入する町	他の町に編入される町	編入される区域
横田町	此瀬町（一部）	此瀬町663の1、663の2、664から666まで、667の1、667の2、668の1、668の2、669から672まで、673の1、673の2、674の1、674の2、675の1、675の2及び676から680まで

別図1及び別図2省略

(平成23年8月19日揭示済)

奈良市告示第478号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、平成23年8月20日から本市内の区域のうち町の区域を別表のとおり変更します。

なお、別表の関係区域は、別図1（変更前）及び別図2（変更後）のとおりです。

平成23年8月19日

奈良市長 仲川 元庸

別表

他の町を編入する町	他の町に編入される町	編入される区域
横田町	茗荷町（一部）	茗荷町1308の一部及び1312の一部並びにこれらの区域に隣接する水路等である市有地の一部
茗荷町	横田町（一部）	横田町31、32、33の一部、34から36まで及び37の一部並びにこれらの区域に介在する水路等である市有地の一部

別図1及び別図2省略

(平成23年8月19日揭示済)

奈良市告示第479号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成23年8月19日

奈良市長 仲川 元庸

- 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
2 移動年月日
平成23年8月19日
3 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略
(平成23年8月19日揭示済)

奈良市告示第480号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定により施術者から事業を変更した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成23年8月19日

奈良市長 仲川 元庸

	施術者氏名	指定施術機関		変更年月日
		名称	所在地	
旧	スッキリ整骨院	スッキリ整骨院（佐藤 善洋、岡本 大、久富 庸平、嘉納 寛）	奈良県奈良市三条町489-1	平成22年6月1日
新	スッキリ鍼灸整骨院	スッキリ鍼灸整骨院（佐藤 善洋、岡本 大、久富 庸平、嘉納 寛）	奈良県奈良市三条町489-1	

(平成23年8月19日揭示済)

奈良市告示第481号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定により施術者から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成23年8月19日

奈良市長 仲川 元庸

指定施術者の氏名		廃止した施術の種類	廃止年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
岡本 大		柔道整復	平成22年7月20日
スッキリ鍼灸整骨院（岡本 大）	奈良県奈良市三条町489-1		
嘉納 寛		柔道整復	平成22年7月20日
スッキリ鍼灸整骨院（嘉納 寛）	奈良県奈良市三条町489-1		
久富 庸平		柔道整復	平成22年

スッキリ鍼灸整骨院（久富 庸平）	奈良県奈良市三条町489-1		11月28日
佐藤 善洋		柔道整復	平成23年5月31日
スッキリ鍼灸整骨院（佐藤 善洋）	奈良県奈良市三条町489-1		

(平成23年8月19日揭示済)

奈良市告示第482号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により施術者の指定をしまして、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成23年8月19日

奈良市長 仲川 元庸

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
吉岡 勇		柔道整復	平成23年8月12日
スッキリ鍼灸整骨院（吉岡 勇）	奈良県奈良市三条町489-1		
堀家 裕輔		柔道整復	平成23年8月12日
スッキリ鍼灸整骨院（堀家 裕輔）	奈良県奈良市三条町489-1		
井上 知弥子		柔道整復	平成23年8月12日
スッキリ鍼灸整骨院（井上 知弥子）	奈良県奈良市三条町489-1		

(平成23年8月19日揭示済)

奈良市告示第483号

奈良市巨樹等の保存及び緑化の推進に関する条例（平成14年奈良市条例第51号）第14条第1項の規定により保存樹の指定を解除したため、同条第2項の規定において準用する同条例第7条第5項の規定により次のとおり告示します。

平成23年8月19日

奈良市長 仲川 元庸

指定番号	樹木の内容	
16-001	樹木群の名称	ボダイジュ
	所在地	奈良市西ノ京町457番地 薬師寺境内

(平成23年8月19日揭示済)

奈良市告示第484号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成23年 8月23日

奈良市長 仲川元庸

- 1 許可の年月日及び番号
平成23年 7月11日 奈良市指令都整開 第11A-9号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成23年 8月23日 第1270号
公共施設 平成23年 8月23日 第564号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市二名東町3750番2の一部
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市三条大路五丁目2番61号
ウェルコンサル株式会社 代表取締役 井村 昌司
- 5 公共施設の種類、位置及び区域
(1) 道路
奈良市二名東町3750番2の一部
(平成23年 8月23日揭示済)

奈良市告示第485号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成23年 8月23日

奈良市長 仲川元庸

- 1 許可の年月日及び番号
平成23年 5月23日 奈良市指令都整開 第11A-2号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成23年 8月23日 第1269号
公共施設 平成23年 8月23日 第563号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市法華寺町365番及び370番の一部
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市八条1-814-5
株式会社フォレストホーム

1 この督促状の発送年月日及び納期限

税目	期別	発送年月日	納期限
市・県民税	第3期分	平成22年11月19日	平成22年11月30日
市・県民税	第4期分	平成23年 2月18日	平成23年 2月28日
市・県民税	第4期分 納期変更分	平成23年 3月18日	平成23年 3月30日
固定資産税・都市計画税	第2期分	平成22年 8月20日	平成22年 8月31日
固定資産税・都市計画税	第3期分	平成22年12月20日	平成23年 1月 4日
固定資産税・都市計画税	第4期分	平成23年 3月18日	平成23年 3月30日
軽自動車税	全期分 納期変更分	平成22年12月20日	平成23年 1月 4日
軽自動車税（過年度分）	全期分	平成22年12月20日	平成23年 1月 4日
軽自動車税	全期分 納期変更分	平成23年 2月18日	平成23年 2月28日

代表取締役 森本 勝博

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市法華寺町365番の一部及び370番の一部

(2) 下水道

奈良市法華寺町365番の一部及び370番の一部

(平成23年 8月23日揭示済)

奈良市告示第486号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成23年 8月23日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成23年 8月23日
- 3 移動対象区域
JR奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略
(平成23年 8月23日揭示済)

奈良市告示第487号

平成22年度市・県民税第3期分、第4期分及び第4期分（納期変更分）、平成22年度固定資産税・都市計画税第2期分、第3期分及び第4期分並びに平成22年度軽自動車税全期分（納期変更分）及び全期分（過年度分）の督促状を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）第6条の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部税務室納税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成23年 8月24日

奈良市長 仲川元庸

- 2 この公示送達により変更した後の納期限
平成23年9月12日
- 3 送達を受けるべき者
別紙のとおり

別紙省略

(平成23年8月24日揭示済)

奈良市告示第488号

奈良市公共工事に関する入札及び契約の過程並びに契約の内容の公表に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成23年8月24日

奈良市長 仲川 元庸

奈良市公共工事に関する入札及び契約の過程並びに契約の内容の公表に関する要綱の一部を改正する告示

奈良市公共工事に関する入札及び契約の過程並びに契約の内容の公表に関する要綱(平成14年奈良市告示第506号)の一部を次のように改正する。

別表中一般競争入札の部1の項中「閲覧室」を「契約課」に改め、同部4の項中「最低制限価格」の次に「又は調査基準価格」を加え、同部5の項中「、入札書比較価格、最低制限基準価格又は最低制限基準比較価格」を「及び最低制限基準価格、最低制限モデル型算出価格又は調査基準モデル型算出価格」に、「閲覧室」を「契約課」に改め、同表指名競争入札の部3の項中「最低制限価格」の次に「又は調査基準価格」を加え、同部4の項中「、入札書比較価格、最低制限基準価格又は最低制限基準比較価格」を「及び最低制限基準価格、最低制限モデル型算出価格又は調査基準モデル型算出価格」に改める。

附 則

この告示は、平成23年9月1日から施行する。

(平成23年8月24日揭示済)

奈良市告示第489号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成23年8月25日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成23年8月25日
- 3 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺及び近鉄大和西大寺駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成23年8月25日揭示済)

奈良市告示第490号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第58条第1項の規定による大和都市計画事業(奈良国際文化観光都市建設事業)JR奈良駅南特定土地区画整理審議会委員選挙について、土地区画整理法施行令(昭和30年政令第47号)第20条の規定に基づき作成した選挙人名簿を、同令第21条第1項の規定により2週間公衆の縦覧に供しますので、同条第2項において準用する同令第3条の規定に基づき次のとおり公告します。

平成23年8月26日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 縦覧開始日
平成23年8月31日
- 2 縦覧時間
午前8時30分から午後5時15分まで
- 3 縦覧場所
奈良市三条本町1番80号
奈良市都市整備部都市計画室JR奈良駅周辺整備事務所

(平成23年8月26日揭示済)

奈良市告示第491号

平成23年9月2日奈良市議事堂に奈良市議会定例会を招集します。

平成23年8月26日

奈良市長 仲川 元庸

(平成23年8月26日揭示済)

奈良市告示第492号

次のとおり公募型プロポーザルに付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成23年8月26日

奈良市長 仲川 元庸

1 公募に付する事項

項目	概要
業務名	奈良市観光パンフレット制作業務委託
業務内容	奈良市には世界遺産を始め、素晴らしい寺社仏閣や観光スポットが多く存在する。これらは、ひとつひとつを取り上げると他の地域に劣ることはないクオリティの高さを誇っている。これらを線で結んだり面でとらえたりして「エリア」というコンセプトをもってその地域の様々な情報を収集し、今までに奈良を訪れることがなかったような若い世代や子育て世代にも有意義な情報を発信することで、新しい層の観光客に奈良というエリアに対して持つ

	印象や奈良を訪れたいという気持ちを高め、認知度もさらにアップさせることができるようなツールが必要不可欠である。ついては、奈良市の魅力を多くの人々に広くPRし、近畿圏・首都圏をはじめ、市外からのさらなる観光客の来寧の動機付けとなるような媒体とするため、新たに観光パンフレットを制作する。
委託期間	契約日から平成24年3月30日まで
業務場所	奈良市指定場所
契約形式	委託契約
委託予定金額	8,400,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

- 2 公募に参加する者に必要な資格
次に掲げる条件を全て満たしている事業者であること。
- (1) 平成23年度において奈良市物品購入等指名競争入札参加資格者名簿に登録され、かつ「広告・イベント業務」について登録が認められている者であること。
 - (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (3) 会社更生法、民事再生法等による手続きを行っている法人ではないこと。
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
 - (5) 国税及び奈良市税を滞納していないこと。
 - (6) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
 - (7) 官公庁、民間企業を問わず、過去5年以内に本業務と同種の事業実績があること。
- 3 参加意向申出書その他の配布
- (1) 配布期間
平成23年8月26日（金）午前9時から9月7日（水）午後5時まで
 - (2) 配布方法
奈良市ホームページからのダウンロード
※奈良市ホームページ：
<http://www.city.nara.nara.jp/>
- 4 参加意向申出書受付の日時及び申請方法
- (1) 提出期間
平成23年8月26日（金）から9月7日（水）まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで
 - (2) 提出方法
直接持参
 - (3) 提出場所
奈良市観光経済部観光戦略課（担当：誘客促進係）

- 〒630-8580
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 北棟2階
- (4) 提出書類
参加意向申出書（様式1-1）
提案書提出業者選定調書（様式2）
誓約書（様式3）
※参加意向申出書の提出後に参加意向申出書の記載事項に変更が生じた場合には、4(1)に示す提出期間内に「参加意向申出書記載事項変更届出書」（様式1-2）を添えて、改めて参加意向申出書を提出すること。
 - (5) 提出部数
各1部
- 5 参加意向申出書提出にかかる質問の受付及び回答
参加意向申出書提出にかかる質問は、下記期間、Eメールでのみ受け付ける。
- (1) 受付期間
平成23年8月26日（金）から9月1日（木）の午前9時から午後5時まで
 - (2) 受付方法
質問書（質問様式）に質問を記入し、下記メールアドレスに送信すること。
 - (3) 回答方法
Eメールにより、追って質問のあったメールアドレスに回答する。
 - (4) 注意事項
電話及びファクシミリ等による質問の受付及び回答はしない。
 - (5) 問合せ先
奈良市観光経済部観光戦略課（担当：誘客促進係）
kankousenryaku@city.nara.lg.jp
- 6 提案書等の提出について
- (1) 提出書類
 - ① 提案書表紙（様式4）…1部
 - ② 提案書…15部
- ※提案書には、仕様書にある項目を盛り込んだ具体的な提案と、業務遂行にあたっての基本コンセプトや工夫、手法などを記載すること。なお、仕様書の内容は基本業務事項であり、委託金額内での項目、内容ともに追加は認めるが、削減は認めない。
- 提案書の様式は自由であるが、A4サイズ4枚以内とする。
- 提案書の様式の他に、仕様書「7.業務の内容」の(2)の①、⑤、飲食店の広告ページを含む前後2ページ程度⑥の各ページをカラーで制作すること。誌面の枠取りに関しては、他のコンテンツとのバランスを考慮し提案すること。誌面の紙質についても、このサンプル制作で提案を行うこと。
- ①：背景となる画像はダミー不可。ただし、人

(モデル)を掲載する場合は合成・トリミング可。(モデルは必須ではない。)

(ただし、採用となった場合は、改めてモデルを起用のうえ撮影すること。)

季節・時間帯の雰囲気を出すための合成も可。タイトル、テキスト等はダミー不可。

⑤：テキスト等はダミー不可。画像等はダミー可。

広告ページの他前後2ページ程度：テキスト及び画像等はダミー可。

③ 見積書(消費税は内書きで記載)…原本1部、コピー14部

※委託業務実施に当たっての見積書(積算根拠がわかるように記載したもの)を1部提出すること。原本については、代表者印を押印すること。

④ 業務実績書(様式5)…15部

※成果物を添付すること。

⑤ 業務実施体制表(様式6)…15部

⑥ 実施管理責任者及び担当者の類似業務実績(様式7)…15部

(2) 提出期間

平成23年9月12日(月)から平成23年9月26日(月)まで(奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで

(3) 提出方法

直接持参

(4) 提出場所

奈良市観光経済部観光戦略課(担当：誘客促進係)
〒630-8580
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 北棟2階

7 提案書提出にかかる質問の受付及び回答

提案書提出にかかる質問は、下記期間、Eメールでのみ受け付ける。

(1) 受付期間

平成23年9月12日(月)から9月20日(火)まで(奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで

(2) 受付方法

質問書(質問様式)に質問を記入し、送信すること。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、平成23年9月21日(水)までに観光戦略課のホームページに公開することによって行う。

(4) 注意事項

電話及びファクシミリ等による質問の受付及び回答はしない。

(5) 問合せ先

奈良市観光経済部観光戦略課(担当：誘客促進係)
kankousenryaku@city.nara.lg.jp

8 その他

公募に参加しようとする者は、実施要領、募集要項及び「奈良市観光パンフレット制作業務委託」仕様書を熟読のうえ参加意向申出書を提出すること。

〈問合せ先〉

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市観光経済部観光戦略課 誘客促進係

電話 0742-34-4739

FAX 0742-35-6822

mail kankousenryaku@city.nara.lg.jp

様式省略

(平成23年8月26日揭示済)

奈良市告示第493号

次のとおり公募型プロポーザルに付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成23年8月26日

奈良市長 仲川元庸

1 公募に付する事項

項目	概要
業務名	奈良市修学旅行ガイドブック制作
業務内容	本業務は、新版奈良市修学旅行ガイドブックを制作することを目的とする。平成22年1月に一部改訂された現在の修学旅行ガイドブックは、修学旅行事前学習教材として多くの学校で活用いただいているところである。しかし、修学旅行に求められている内容も宿泊滞在しての体験学習やグループ行動を主体とする学習などへ、時代に応じ変動しており、ガイドブックの構成にもそれらが求められるようになってきている。このため、多くの貴重な文化財が所在する奈良の特徴をアピールしつつ、単なる素材紹介、モデルコース集にとどまらず、宿泊を伴う新しい教育旅行スタイルの提案書ともなる内容とする必要がある。また掲載内容はもちろんのこと、視覚的にもわかりやすく、親しみやすいデザインにするなど効果的な紙面作りが必要である。また、近年HP上での情報発信は欠くことのできないコンテンツとなっているため、HP上でのデジタルブック形式による閲覧・検索についても対応できるデータの作成を行うものとする。なお、この修学旅行ガイドブックの対象読者は、小学校、中学校、高等学校の児童生徒及び各学校の教職員とする。

委託期間	契約日から平成24年2月29日まで
業務場所	指定なし
契約形式	委託契約
委託予定金額	4,900,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

2 公募に参加する者に必要な資格

次に掲げる条件を全て満たしている事業者であること。

- (1) 平成23年度において奈良市物品購入等指名競争入札参加資格者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法、民事再生法等による手続きを行っている法人ではないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (5) 国税及び奈良市税を滞納していないこと。
- (6) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (7) 官公庁、民間企業を問わず、過去5年以内に本業務と同種の事業実績があること。

3 参加意向申出書その他の配布

- (1) 配布期間
平成23年8月26日（金）午前9時から9月7日（水）午後5時まで
- (2) 配布方法
奈良市ホームページからのダウンロード
※奈良市ホームページ：
<http://www.city.nara.nara.jp/>

4 参加意向申出書受付の日時及び申請方法

- (1) 提出期間
平成23年8月26日（金）から9月7日（水）まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- (2) 提出方法
直接持参
- (3) 提出場所
奈良市観光経済部観光戦略課（担当：誘客促進係）
〒630-8580
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 北棟2階
- (4) 提出書類
参加意向申出書（様式1-1）
提案書提出業者選定調書（様式2）
誓約書（様式3）
※参加意向申出書の提出後に参加意向申出書の記載事項に変更が生じた場合には、4(1)に示す提出期間内に「参加意向申出書記載事項変更届出書」

（様式1-2）を添えて、改めて参加意向申出書を提出すること。

- (5) 提出部数
各1部
- 5 参加意向申出書提出にかかる質問の受付及び回答
参加意向申出書提出にかかる質問は、下記期間、Eメールでのみ受け付ける。
 - (1) 受付期間
平成23年8月26日（金）から9月1日（木）までの午前9時から午後5時まで
 - (2) 受付方法
質問書（質問様式）に質問を記入し、送信すること。
 - (3) 回答方法
Eメールにより、追って質問者に回答する。
 - (4) 注意事項
電話及びファクシミリ等による質問の受付及び回答はしない。
 - (5) 問合せ先
奈良市観光経済部観光戦略課（担当：誘客促進係）
kankousenryaku@city.nara.lg.jp
- 6 提案書等の提出について
 - (1) 提出書類
 - ① 提案書表紙（様式5）…1部
 - ② 提案書…15部
※提案書には、仕様書にある項目を盛り込んだ具体的な提案と、業務遂行にあたっての基本コンセプトや工夫、手法などを記載すること。なお、仕様書の内容は基本業務事項であり、委託金額内での項目、内容ともに追加は認めるが、削減は認めない。
提案書の様式は自由であるが、A3サイズ3枚以内とする。
 - ③ 見積書（消費税は内書きで記載）…正1部、副14部
※委託業務実施に当たっての見積書（積算根拠がわかるように記載したもの）を正1部、副14部提出すること。
 - ④ その他参考資料…15部
※その他説明に必要な資料がある場合は、A3サイズ1枚以内で提出すること。
 - ⑤ 会社概要等…15部
※特に様式を定めない。パンフレットでも可。
 - ⑥ 業務実績書（様式6）…15部
 - ⑦ 業務実施体制表（様式7）…15部
 - (2) 提出期間
平成23年9月12日（月）から9月26日（月）まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで
 - (3) 提出方法
直接持参
 - (4) 提出場所

奈良市観光経済部観光戦略課（担当：誘客促進係）
〒630-8580
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 北棟2階

7 提案書提出にかかる質問の受付及び回答

提案書提出にかかる質問は、下記期間、Eメールでのみ受け付ける。

(1) 受付期間

平成23年9月12日（月）から9月20日（火）まで
（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(2) 受付方法

質問書（質問様式）に質問を記入し、送信すること。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、平成23年9月21日（水）までに観光戦略課のホームページに公開することによって行う。

(4) 注意事項

電話及びファクシミリ等による質問の受付及び回答はしない。

(5) 問合せ先

奈良市観光経済部観光戦略課（担当：誘客促進係）
kankousenryaku@city.nara.lg.jp

8 その他

公募に参加しようとする者は、実施要領、募集要項及び「奈良市修学旅行ガイドブック制作業務」仕様書を熟読のうえ参加意向申請書を提出すること。

〈問合せ先〉

奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市観光経済部観光戦略課 誘客促進係
電話 0742-34-4739
FAX 0742-35-6822
mail kankousenryaku@city.nara.lg.jp

様式省略

（平成23年8月26日揭示済）

奈良市告示第494号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成23年8月26日

奈良市長 仲川 元庸

1 許可の年月日及び番号

平成23年7月11日 奈良市指令都整開 第11A-6号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 平成23年8月26日 第1271号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市五条町234番5の一部

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市五条町14番17号

柳下 英明 柳下 郁代

（平成23年8月26日揭示済）

奈良市告示第495号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成23年8月29日

奈良市長 仲川 元庸

1 入札に付する事項

項目	概要
業務名	企業誘致事業推進検討調査業務
業務内容	候補地の選定 費用対効果算出手法の検討 費用対効果の算出 結果のとりまとめ 報告書（成果品）作成
委託期間	契約締結日から平成24年1月27日まで
契約形式	委託契約

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満たしている事業者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 奈良市建設工事等入札参加資格者であり建設コンサルタントの登録があること。
- (3) 過去2年間に本市又は他の自治体において、数回以上にわたって企業誘致事業推進検討調査業務を行った実績を有する事業者であること。
- (4) 国税及び奈良市税を滞納していないこと。
- (5) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）

3 募集要項等を示す日時及び場所

(1) 日時

平成23年8月29日（月）から平成23年9月7日（水）まで

日曜日、土曜日、国民の祝日を除く午前9時00分から午後5時00分まで

(2) 場所

奈良市観光経済部商工労政課

（奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所北棟2階）

<p>4 入札参加申請受付の日時及び申請方法</p> <p>(1) 日時 平成23年8月29日(月)から平成23年9月7日(水)まで 日曜日、土曜日、国民の祝日を除く午前9時00分から午後5時00分まで</p> <p>(2) 提出方法 直接持参又は送付 送付の場合は、平成23年9月7日(水)必着</p> <p>(3) 提出場所 奈良市観光経済部商工労政課(担当:創業支援係) 〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 北棟2階</p> <p>5 入札及び開札の日時及び場所</p> <p>(1) 入札の日時 平成23年9月16日(金)午後2時00分から</p> <p>(2) 開札の日時 入札締切り後、直ちに開札</p> <p>(3) 入札及び開札の場所 奈良市庁舎 入札室</p> <p>6 入札条件</p> <p>(1) 入札保証金は、免除する。</p> <p>(2) 入札の方法は、持参入札とする。</p> <p>(3) 入札時間に遅れた者は、入札に参加できない。</p> <p>(4) 入札会場への入場は、入札者又はその代理人のみとする。</p> <p>(5) 代理人が入札する場合は、必ず入札前に委任状(様式第3号)を提出すること。</p> <p>(6) 入札者の不正行為又は不正な行為を行ったおそれが非常に強いとき、その他の理由により、この入札を執行することが不適当であると認めるときは、執行を取り止める。また、入札執行中においても落札決定を保留し、さらに入札執行後においても落札決定を取り消す場合がある。</p> <p>(7) 提出した入札書は、その理由にかかわらず書換え、引換え又は撤回をすることができない。</p> <p>(8) 災害その他やむを得ない理由があるときは入札の中止又は入札期日の延期をすることがある。</p> <p>(9) 入札者が1人であるときは、その入札は成立しないものとする。</p> <p>(10) 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。契約希望金額は、事業に係る全ての費用を含むものとする。なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額を(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とする。</p> <p>7 落札者の決定</p>	<p>(1) 入札者中、予定価格以内の最低価格の入札者をもって落札者とする。</p> <p>(2) 落札者となるべき同一の価格の入札者が2人以上あるときは、直ちに「くじ」で決定する。</p> <p>(3) 開札した場合において、入札参加者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。入札参加者又は代理人が開札に立ち会わない場合は、再入札に参加する意思がないものとみなす。また、後記8の各号に該当する無効入札をした者は、再入札に加わることができない。</p> <p>なお、入札は再入札と合わせて2回までとし、落札者のない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、最終入札において有効な入札を行った競争加入者と交渉を行うことがある。</p> <p>8 入札の無効</p> <p>次のいずれかに該当する入札は無効とする。</p> <p>(1) 入札参加資格のない者のした入札</p> <p>(2) 郵便、電報又はファクシミリ等による入札</p> <p>(3) 代理人による入札で委任状の提出がないもの</p> <p>(4) 入札書に入札金額、委託件名の表示又は記名押印を欠く入札</p> <p>(5) 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札</p> <p>(6) 同一入札について入札者又はその代理人が2以上の入札をした場合におけるその全部の入札</p> <p>(7) 入札金額を訂正した入札</p> <p>(8) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為があったと認められる入札</p> <p>(9) その他入札に関する条件に違反した入札</p> <p>9 その他</p> <p>(1) 入札者は入札実施要領及び別紙「奈良市企業誘致事業推進検討調査業務仕様書」を熟読のうえ入札すること。</p> <p>(2) 入札手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。</p> <p>(3) 全ての提出書類の作成・提出に係る費用は、参加者の負担とする。</p> <p>(4) 提出された書類は、参加者に無断で使用しないものとする。</p> <p>(5) 提出された書類は、選定及び特定を行う作業に必要な範囲において、複製することがある。</p> <p>(6) 提出期限以降における提出された書類の差替え及び再提出は認めない。</p> <p>(7) 入札日の前日までの間において、提出書類に関し本市から説明を求められた場合、これに応じること。</p> <p>(8) 全ての提出書類は、返却しない。</p> <p>(9) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)による。</p> <p>(10) 問い合わせ先 奈良市二条大路南一丁目1番1号</p>
--	--

奈良市観光経済部商工労政課
様式及び別紙省略
(平成23年 8月29日揭示済)

奈良市告示第496号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成23年 8月29日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成23年 8月29日
- 3 移動対象区域
近鉄富雄駅周辺、近鉄学園前駅周辺及び近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略
(平成23年 8月29日揭示済)

奈良市告示第497号

下記に掲げる者は、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第8条に規定する事由が生じたので、同令第12条第1項の規定により、その住民票を職権で削除しましたが、その通知を受けるべき者の住所等が不明のため、同条第4項後段の規定により公示します。

なお、この処分に不服のある者は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に奈良市長に対して異議申立てをすることができると共に、当該異議申立ての決定に不服があるときは、その決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に奈良県知事に対して審査請求することができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは、審査請求に対する裁決があったことを知った日から6箇月以内に、奈良市を被告として提起することができます。この訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできません。

平成23年 8月31日

奈良市長 仲川 元庸

以下省略
(平成23年 8月31日揭示済)

奈良市告示第498号

奈良市勤労者総合福祉センター条例（平成15年奈良市条例第18号）第3条の4第2項の規定により、平成23年11月25日奈良市勤労者総合福祉センターを休館します。

平成23年 8月31日

奈良市長 仲川 元庸

(平成23年 8月31日揭示済)

奈良市告示第499号

奈良市勤労者総合福祉センター条例（平成15年奈良市条例第18号）第3条の3第2項の規定により、平成23年10月16日の開館時間を午前9時から午後4時までとします。

平成23年 8月31日

奈良市長 仲川 元庸

(平成23年 8月31日揭示済)

奈良市告示第500号

このたび、当市が施行予定の土地改良事業の申請をしたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第2項の規定により、次の事項を記載した書類とともに、この旨を公告します。

なお、この事業の施行に係る受益地域内にある農用地の所有者でその農用地について耕作若しくは養畜の業務を営まない者又はこの地域内にある農用地以外の土地を所有権以外の権原に基づいて使用収益している者で、その農用地又は土地についてこの事業に参加しようとする者は、同法第3条の規定により平成23年9月13日までに奈良市農業委員会に申し出てください。

平成23年 8月31日

奈良市長 仲川 元庸

計画の概要

- (1) 事業名 水と農地活用促進事業 用排水路
- (2) 事業の目的 取水・排水機能の回復
- (3) 所在地及び現況 奈良市小倉町地内
土水路及び一部コンクリート製水路
- (4) 基本計画 用排水路整備工 L=87m
- (5) 概算事業費 2,000,000円
- (6) 事業の効果 取・排水に伴う農業者の管理負担軽減及び農用地の利用向上が図れる。
- (7) 他事業との関係 無
- (8) 計画概要図 別紙参照

別紙省略

(平成23年 8月31日揭示済)

監 査

奈良市監査委員告示第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成23年 8月31日

奈良市監査委員 吉田 肇

同 石原 俊彦

同 大坪 宏通

同 井上 昌弘

保健総務課

監査結果公表日 平成23年 6月21日（奈良市監査委員告

示第12号)

措置結果通知日 平成23年8月2日

【監査の結果】	【措置の内容】
奈良市総合医療検査センター管理委託（指定管理）において、清掃など第三者に請け負わせている業務があるにもかかわらず、基本協定書に規定されている書面による市の承認が行われていなかった。基本協定書どおりに承認手続きを行われたい。	平成23年度から、第三者に請け負わせている業務については、指定管理者から基本協定書に規定されている書面による承認依頼をうけ、その内容に基づき、市として承認を行った。今後とも、基本協定書に記載のとおり承認依頼文書の提出を徹底し、そのうえで承認手続きを行う。

(平成23年8月31日揭示済)

公 営 企 業

奈良市水道局告示第29号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成23年8月16日

奈良市水道事業管理者
福村圭司

名称	代表者氏名	所在地	指定日
株式会社久保総合設備	代表取締役 久保弘二	奈良市針ヶ別所 町659番地	平成23年 8月8日

(平成23年8月16日揭示済)

奈良市水道局告示第30号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第7条の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の廃止の届出があったので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成23年8月16日

奈良市水道事業管理者
福村圭司

名称	代表者氏名	所在地	届出日
久保電業	久保弘二	奈良市針ヶ別所 町659	平成23年 8月8日

(平成23年8月16日揭示済)

奈良市水道局告示第31号

平成23年8月1日付奈良市水道局告示第28号で告示した計量業務の委託について、次のとおり委託を解除したので告示します。

平成23年8月31日

奈良市水道事業管理者
福村圭司

水道メータの計量業務を委託した者

奈良市押熊町2136番地
奈良市管工事協同組合
理事長 奥田 龍一

(委託を解除した日) 平成23年8月23日

(平成23年8月31日揭示済)

選挙管理委員会

奈良市選挙管理委員会告示第56号

奈良市の投票区について（平成9年奈良市選挙管理委員会告示第34号）の一部を次のように改正し、平成23年8月16日から施行します。

平成23年8月16日

奈良市選挙管理委員会
委員長 河村 武

第2投票区の項中「421番地の5、421番地の7、421番地の8、421番地の10、421番地の16、421番地の17、421番地の20、421番地の23」を「421番地の1から421番地の24まで」に改める。

(平成23年8月16日揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第57号

奈良市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の一部を改正する規程を次のように定めます。

平成23年8月16日

奈良市選挙管理委員会
委員長 河村 武

奈良市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の一部を改正する規程

奈良市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程（平成6年奈良市選挙管理委員会告示第22号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「アラビア数字」の次に「又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字」を加える。

別記第1号様式その1備考2中「自動車登録番号」の次に「又は車両番号」を加える。

別記第2号様式その1及び備考3並びに別記第3号様式その1中「自動車登録番号」の次に「又は車両番号」を加える。

別記第4号様式その1中「自動車登録番号」の次に「又は車両番号」を加え、同様式その2中「自動車登録番号」

の次に「又は車両番号」を加え、同様式その2備考1中「アラビア数字」の次に「又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字」を加え、同様式その2備考2及び備考3中「自動車登録番号」の次に「又は車両番号」を加える。

別記第6号様式その1備考1中「アラビア数字」の次に「又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字」を加え、同様式その1別紙その2(2)、備考3及び備考4中「自動車登録番号」の次に「又は車両番号」を加える。

附 則

この規程は、平成23年8月16日から施行する。

(平成23年8月16日揭示済)

農 業 委 員 会

奈良市農業委員会告示第17号

奈良市農業委員会平成23年8月農政部会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則（昭和32年奈良市農業委員会告示第4号）第3条第1項の規定により告示します。

平成23年8月23日

奈良市農業委員会
農政部会長 大 西 衛

- 1 日時
平成23年8月30日（火） 午後1時30分
- 2 場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 北棟6階 第22会議室
- 3 議題
 - (1) 農政部会の活動について
 - (2) 農地利用状況調査の実施について
- 4 報告
 - (1) なら農業委員会だより第52号の発行について
(平成23年8月23日揭示済)